

介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ青葉台
(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書
 < 2024年10月1日現在 >

介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台は、利用者に対して（介護予防）通所リハビリテーションを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者の概要

名 称	医療法人社団 医誠会			
所 在 地	神奈川県海老名市柏ヶ谷3丁目11番1号			
代 表 者 名	理事長 土橋 孝之			
電 話 番 号 等	電話 046-292-5800 FAX 046-292-5880			
法人設立年月日	1985年3月1日			
法人が運営する施設及び事業	病 院	1ヶ所	通所リハビリテーション	2ヶ所
	介護医療院	0ヶ所	訪問看護ステーション	2ヶ所
	介護老人保健施設	1ヶ所	訪問リハビリテーション	2ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	0ヶ所
	居宅介護支援事業所	0ヶ所		

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業者が実施する（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、可能な限りその居宅において個人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
	事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
	事業所は、介護老人保健施設が地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
	事業所は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「安心」して「安全」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
	サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
	利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

3 事業所の概要

名 称	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ青葉台
所 在 地	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町75番地1
管 理 者 名	医師 川崎 誠
電 話 番 号 等	電話 045-963-0055（代表） FAX 045-963-0056（代表）
事業所番号	1453780072 号

(1) 利用定員

事業の利用定員は、1日33人とする。

4 事業所の職員体制

職種別勤務体制は、次のとおりとする。(常勤者については4週8休制とする)

日勤： 8時30分 ～ 17時30分 医師/理学・作業療法士/言語聴覚士/介護職員

5 職員の質の確保

従業者の資質向上のために、定期的に施設内研修を実施、施設外研修への参加の機会を確保します。

6 営業日及び営業時間

事業所の営業日は次に掲げる日とする。

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	10時00分～16時10分

年末年始12月31日～1月2日は休業とします。

7 事業の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

横浜市青葉区（鴨志田町、寺家町、鉄町、成合町、たちばな台、みたけ台、上谷本町、桜台、柿の木台、桂台、若草台、青葉台1丁目～2丁目、すみよし台、奈良町）

8 サービス内容

(1) 介護（予防）給付によるサービス

- ① (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成
- ② 利用者居宅への送迎
- ③ 日常生活上のサービス
(食事提供及び介助、服薬介助、排泄介助、更衣介助、移動・移乗介助)
- ④ リハビリテーション
(日常生活動作を通じた訓練、レクリエーションを通じた訓練器具等を使用した訓練)
- ⑤ 短期集中リハビリテーション
- ⑥ リハビリテーションマネジメント（原則として、利用者全員が対象となります）
- ⑦ その他（創作活動など）

(2) 介護保険給付外サービス

- ①食費 ②レクリエーション行事 ③日用品費等

※食費に関して、前日16時までのご連絡がない場合はキャンセル費用として食事費用相当分をご負担いただきます。

9 利用料、利用者負担額（別紙利用料金表のとおり）その他の費用の請求及び支払い方法

- (1) 原則として介護保険給付対象サービスの負担割合に基づく額となり、介護保険給付対象外の費用は全額お支払いいただきます。例外として介護保険料の滞納等の諸事情により介護保険給付が行われない場合は、全額をご負担いただきます。
- (2) 毎月中旬頃までにご指定の送付先に対し、前月利用料金合計額の請求書及び明細書等を送付いたしますので当該合計額をその月の末日までに自動引落もしくは銀行振込にてお支払いください。

【自動引落】 毎月27日に引き落としいたします。引落手数料は医療法人社団医誠会にて負担いたします。（引落日が銀行休業日の場合、翌営業日となります）

※浜銀ファイナンス株式会社との間で「集金代行業務に関する委託契約」を締結しています。
「預金口座振替依頼書」をご記入の上、事業所へご提出ください。

【銀行振込】 毎月月末までに下記の口座へお振込みください。なお、振込手数料はご利用者様にてご負担願います。

三菱UFJ銀行 五反田支店 普通預金 No. 0896088
医療法人社団 医誠会 (イリョウホウジンシャダン イセイカイ)
理事長 土橋 孝之 (リジチョウ ツチハシ タカユキ)

- (3) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合は、契約解除となる場合がありますので、ご注意ください。

10 緊急時の対応

- (1) 事業所は、利用者が医師の医学的判断により診療が必要と認められる場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 利用者の健康状態が急変した場合等には、利用者の指定する緊急時連絡先に連絡します。

11 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

食事	管理栄養士の作成する献立により栄養とご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。アレルギーのある方は事前にお申し出ください。 食事の提供時間は下記の通りです。 昼食 12時00分 ～ 13時00分
飲酒・喫煙	飲酒は原則としてお断りいたします。 また、事業所内は、全館禁煙とさせていただきます。
設備・備品の利用	施設内の居室や設備・器具等は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反した利用により破損が生じた場合、弁償していただく事がございます。
私物の持込	品物によって制限させていただく場合があります。
貴重品の持込	原則としてお断りいたします。 万一、紛失・破損等の場合も一切の責任を負いかねます。
宗教活動等	宗教活動は、原則としてお断りいたします。 なお、特定の政治活動、営利行為も同様といたします。
ペットの持込	動物の持ち込み及び飼育はお断りいたします。
その他	・療養生活の秩序を保ち、他者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。 ・定められた場所以外、火気の使用はできません。 ・ご不明な点がございましたら、支援相談員にお尋ねください。

12 居宅介護支援事業者等との連携

(介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

- (1) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防) 通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に送付します。
- (2) サービスの内容が変更された場合、その内容を記した書面又は写しを居宅介護支援事業者に送付します。

13 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

防火管理者は、事業所従業者に対して防火教育、消防訓練を行います。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練）
② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
③ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

14 連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、事業者との合意により契約者、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の金銭債務を履行する責任を負うものとします。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、本契約書の署名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- (3) 連帯保証人が負担する債務の元本は、連帯保証人の財産について金銭の支払を目的とする債権の強制執行又は担保権の実行が申し立てられたとき、連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき、入居者が死亡したときなどに確定するものとします。
ただし事業者は、当該確定前であっても、債務の支払いを求めることができます。
- (4) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し遅滞なく月払い利用料の支払状況や滞納金の額・損害賠償の額等、入居者の債務の額等に関する情報を提供します。
- (5) 事業者は、連帯保証人等が下記①から④のいずれかに該当する場合、本契約に違反している場合、その他相当の理由があると認めるときは、契約者、利用者に対して新たに連帯保証人等を定めることを求めることができます。
なお、新たな連帯保証人等が定まらない場合、事業者は利用者と協議するものとします。
 - ① 死亡等重大な支障が生じたとき
 - ② 成年後見制度による後見人、保佐人、補助人の審判請求があったとき
 - ③ 「任意後見契約に関する法律」に基づく任意後見契約に基づき、任意後見監督人の選任が請求されたとき
 - ④ 破産の申立て、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生等の手続開始の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき
- (6) 連帯保証人は、事業所が要請したときは、事業所と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産引き取り等を行うことに責任を負います。

15 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には利用者の指定する緊急時連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、その損害について、事業所の故意又は過失によらないときはこの限りではありません。
- (3) 利用者の故意又は本契約における注意義務、もしくは事業所職員の正当な業務上の指示に違反して事業所の職員又は他の利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、利用者及び契約者・保証人はその損害の賠償責任を負う場合があります。
- (4) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (5) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

16 秘密保持及び個人情報保護

- (1) 事業所とその職員は、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体の危機がある場合等、正当な理由がある場合を除き契約中及び契約終了後であっても第三者に漏らしません。
- (2) 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- (3) 事業所は、書面により利用者又はその家族の同意を得た場合は市区町村、居宅介護支援事業者との連絡調整等、その同意の範囲において個人情報を利用することができるものとします。

17 その他重要事項

事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

18 相談窓口・苦情対応

提供したサービスに係る利用者又は契約者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業所の設備又はサービスに関する要望、苦情等に誠実に対応します。

事業所の窓口	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ青葉台 支援相談員	所在地 電 話	横浜市青葉区鴨志田町75番地1 045-963-0055（代表）
市区町村の窓口 （保 険 者）	青葉区役所 高齢・障害者支援課	所在地 電 話	横浜市青葉区市ヶ尾町31番地4 045-978-2479
	横浜市 健康福祉局 高齢施設課	所在地 電 話	横浜市中区港町1番地1 045-671-3661
公的団体の窓口	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	所在地 電 話	横浜市西区楠町27番地1 045-329-3447